

これからの地域支援事業の あり方について

佐賀中部広域連合

第5期計画策定

第3回策定委員会資料

目 次

| | | |
|----------|-----------------------------|-----------|
| 1 | 地域支援事業について | 1 |
| 1-1 | 地域支援事業の全体像..... | 1 |
| | (1) 介護予防事業の内容..... | 2 |
| | (2) 包括的支援事業の内容..... | 2 |
| | (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の内容..... | 4 |
| | (4) 任意事業の内容..... | 4 |
| 1-2 | 地域支援事業の実績..... | 5 |
| 1-3 | それぞれの事業の現状と課題点..... | 7 |
| | (1) 介護予防事業..... | 7 |
| | (2) 包括的支援事業..... | 9 |
| | (3) 介護予防・日常生活支援総合事業..... | 12 |
| | (4) 任意事業..... | 13 |
| 2 | 第5期に向けた基本的な方向性 | 15 |
| 2-1 | 基本指針の概要..... | 15 |
| 2-2 | 地域包括ケアシステムについて..... | 16 |
| 2-3 | これからの地域支援事業のあり方について..... | 17 |

1 地域支援事業について

1-1. 地域支援事業の全体像

介護保険法第115条の44^{*}において、「要介護・要支援状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する地域支援事業を実施する」ことが定められています。

地域支援事業は、介護予防事業（必須事業）、包括的支援事業（必須事業）、任意事業で構成され、地域のすべての高齢者を対象に、これからも元気で介護が必要とならないためのさまざまなサービスを提供する事業です。また、第5期からは、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されることになりました。

本広域連合では、スケールメリットが得られる事業については広域連合で直接実施し、地域資源の活用や個々の高齢者の状況把握が必要な事業については、構成市町や各種法人に委託して実施します。

■表1 地域支援事業の全体像

| 内 容 | | |
|---|-------------------------------------|--|
| 介護 予 防 事 業 | ①二次予防事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●二次予防事業の対象者把握事業 ●通所型介護予防事業 ●訪問型介護予防事業 ●二次予防事業評価事業 |
| | ②一次予防事業 | ●介護予防普及啓発事業 |
| | | ●地域介護予防活動支援事業 |
| | | ●一次予防事業評価事業 |
| | 支 援 事 業 包 括 的 | ①介護予防マネジメント事業 |
| | | ②総合相談支援事業 |
| ③権利擁護事業 | | |
| ④包括的・継続的マネジメント事業 | | |
| 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 | ①介護予防事業 | <ul style="list-style-type: none"> ●一次予防事業（再掲） ●二次予防事業（再掲） |
| | ②包括的支援事業 | ●介護予防マネジメント事業（再掲） |
| | ③介護保険者の判断により実施する事業 | ●要支援者に対して介護予防サービス等のうち介護保険者が定めるサービスを実施する事業 |
| | | ●自立した日常生活の支援のための事業であって、厚生労働省令で定める事業（配食、見守り等） ●要支援者（予防給付の対象とならない要支援者）に対するケアマネジメント事業 |
| 任 意 事 業 | ①介護給付等費用適正化事業 | |
| | ②家族介護支援事業 | ●成年後見制度利用支援事業 |
| | | ●住宅改修支援事業 |
| | | ●地域自立生活支援事業 |

^{*} 改正介護保険法施行後は第115条の45となります。

(1) 介護予防事業の内容

地域支援事業における必須事業である介護予防事業は、すべての高齢者を対象とする「一次予防事業」と、地域の高齢者（第1号被保険者）の中からスクリーニングされた者を対象とする「二次予防事業」に分けられます。

※「地域支援事業実施要項」の改正により名称が変更となりました(平成22年8月6日より適用)。

一般高齢者施策 ⇒ 一次予防事業

特定高齢者施策 ⇒ 二次予防事業

特定高齢者 ⇒ 二次予防事業の対象者

なお、「二次予防事業の対象者」については、各市町村で親しみやすい通称を設定することが望ましいとされたため、佐賀県下では「元気づくり高齢者」を通称名として用いています。

(2) 包括的支援事業の内容

包括的支援事業は、保険者において、地域包括支援センターに、その事業を一括して委託をして、実施することが可能になっているため、佐賀中部広域連合では、次の表の圏域22か所に区分して、事業を実施しています。第5期では、この22の圏域を日常生活圏域とすることを想定しています。

■表2 圏域別一覧表

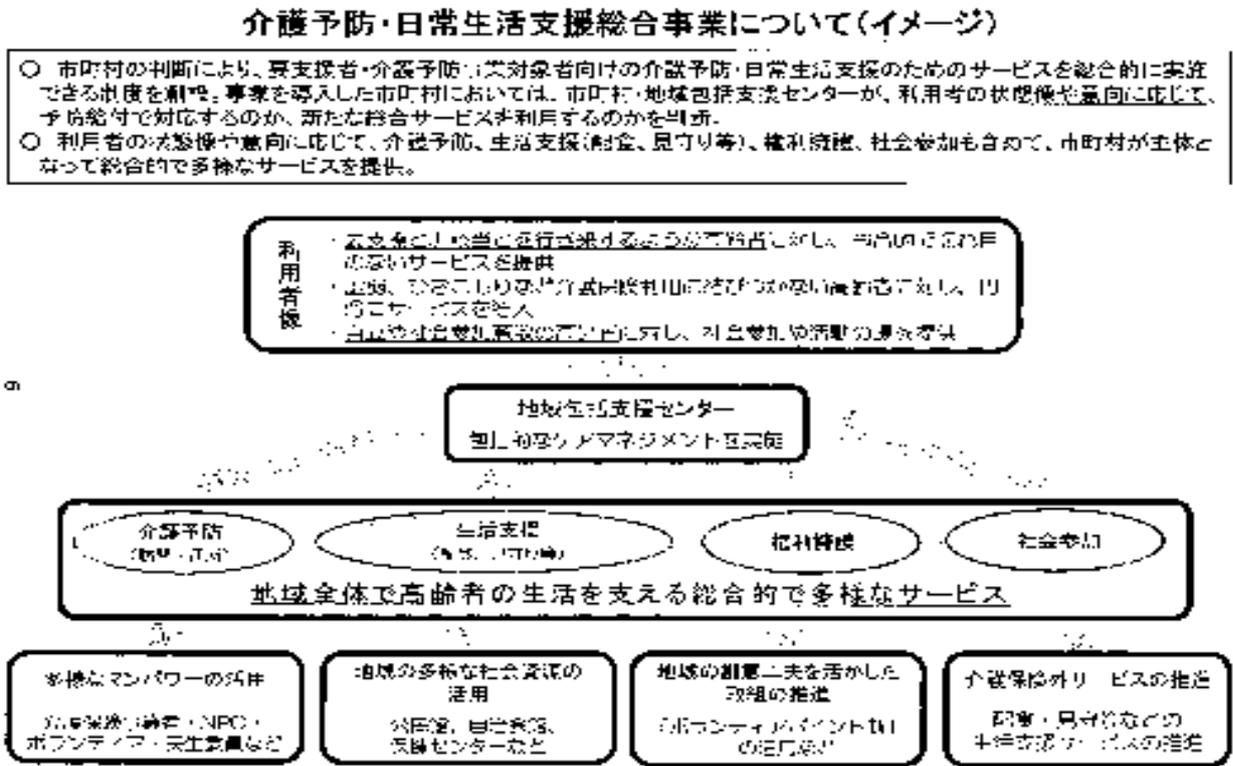
| 番号 | 圏域名 | 総人口 | 高齢者人口 | 前期高齢者人口 | 後期高齢者人口 | 高齢化率 | 番号 | 圏域名 | 総人口 | 高齢者人口 | 前期高齢者人口 | 後期高齢者人口 | 高齢化率 |
|----|-------|--------|-------|---------|---------|-------|----|------|---------|--------|---------|---------|-------|
| 1 | 佐賀 | 18,033 | 3,909 | 1,724 | 2,185 | 21.7% | 12 | 三瀬 | 1,444 | 455 | 163 | 292 | 31.5% |
| 2 | 城南 | 20,238 | 5,018 | 2,331 | 2,687 | 24.8% | 13 | 川副 | 17,803 | 4,793 | 2,183 | 2,610 | 26.9% |
| 3 | 昭栄 | 22,127 | 5,452 | 2,351 | 3,101 | 24.6% | 14 | 東与賀 | 8,661 | 1,735 | 818 | 917 | 20.0% |
| 4 | 城東 | 27,425 | 5,387 | 2,566 | 2,821 | 19.6% | 15 | 久保田 | 8,403 | 1,768 | 816 | 952 | 21.0% |
| 5 | 城西 | 17,869 | 4,199 | 1,976 | 2,223 | 23.5% | 16 | 多久 | 21,729 | 5,874 | 2,393 | 3,481 | 27.0% |
| 6 | 城北 | 22,318 | 5,139 | 2,640 | 2,499 | 23.0% | 17 | 小城北 | 30,310 | 6,313 | 2,803 | 3,510 | 20.8% |
| 7 | 金泉 | 8,888 | 2,499 | 1,116 | 1,383 | 28.1% | 18 | 小城南 | 16,093 | 3,980 | 1,757 | 2,223 | 24.7% |
| 8 | 鍋島 | 22,782 | 3,658 | 1,845 | 1,813 | 16.1% | 19 | 神埼 | 19,403 | 4,445 | 2,107 | 2,338 | 22.9% |
| 9 | 諸富・蓮池 | 13,236 | 3,590 | 1,726 | 1,864 | 27.1% | 20 | 神埼北 | 1,824 | 588 | 214 | 374 | 32.2% |
| 10 | 大和 | 22,339 | 4,937 | 2,375 | 2,562 | 22.1% | 21 | 神埼南 | 12,124 | 3,045 | 1,373 | 1,672 | 25.1% |
| 11 | 富士 | 4,342 | 1,476 | 528 | 948 | 34.0% | 22 | 吉野ヶ里 | 16,216 | 3,166 | 1,497 | 1,669 | 19.5% |
| 合計 | | | | | | | | | 353,607 | 81,426 | 37,302 | 44,124 | 23.0% |

単位：人（平成23年5月31日現在）

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の内容

この事業は、介護保険者（市町村）の判断により事業の実施を可能とすることとなっており、次のイメージ図のような事業展開となっています。

■図2 介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ（厚生労働省・全国会議資料より抜粋）



(4) 任意事業の内容

介護保険事業の運営の安定化及び地域における自立した日常生活の支援のために、事業を行います。その他の事業は、構成市町の実情に応じた形態で実施しています。

1-2. 地域支援事業の実績

第4期計画における地域支援事業費は、上限として定められている給付見込額の3%を見込んでいましたが、平成21年度実績は計画値比86.7%、22年度は同79.8%と、見込み額を下回っています。これは、二次予防事業の対象者数と参加者数の実績が計画値を下回ったためです。

なお、二次予防事業の参加者数については、平成21年度の実績は891人、22年度は1,029人と、増加傾向にあります。

■表3 地域支援事業費・第4期事業計画値と実績の比較（平成21年度・22年度）

（単位：千円）

| | 事業名 | 計画値 | 実績値 | 実績値内訳 | | | | | 計画値比(%) | |
|------------------|------------------|---------|---------|--------------|---------|--------|--------|--------|---------|-----------|
| | | | | 佐賀中部 広域連合 | 佐賀市 | 多久市 | 小城市 | 神崎市 | | 吉野ヶ里 町 |
| 平成 21 年度 | 介護予防事業 | 227,838 | 142,313 | 4,639 | 95,903 | 12,401 | 14,890 | 8,275 | 6,205 | 62.5% |
| | 二次予防事業 | | 122,168 | 0 | 90,354 | 5,926 | 14,428 | 6,637 | 4,822 | |
| | 一次予防事業 | | 20,145 | 4,639 | 5,549 | 6,475 | 462 | 1,638 | 1,383 | |
| | 包括的支援事業 | 355,400 | 355,400 | 0 | 236,900 | 18,500 | 34,500 | 49,500 | 16,000 | 100.0% |
| | 任意事業 | 81,077 | 78,523 | 14,746 | 27,709 | 6,887 | 19,939 | 5,821 | 3,420 | 96.8% |
| | 介護給付等費用 適正化事業 | | 12,200 | 12,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 家族介護支援事業 | | 15,306 | 0 | 11,720 | 591 | 1,190 | 1,273 | 532 | |
| | その他の事業 | | 51,017 | 2,546 | 15,989 | 6,297 | 18,749 | 4,548 | 2,888 | |
| | 地域支援事業費 合計 | 664,315 | 576,236 | 19,385 | 360,512 | 37,789 | 69,329 | 63,596 | 25,625 | 86.7% |
| | 平成 22 年度 | 介護予防事業 | 257,500 | 115,744 | 6,221 | 62,861 | 12,192 | 18,223 | 9,685 | 6,561 |
| 二次予防事業 | | | 72,376 | 147 | 44,579 | 6,290 | 11,383 | 5,638 | 4,338 | |
| 一次予防事業 | | | 43,369 | 6,074 | 18,283 | 5,902 | 6,840 | 4,047 | 2,223 | |
| 包括的支援事業 | | 339,400 | 337,400 | 0 | 221,900 | 18,500 | 34,500 | 46,500 | 16,000 | 99.4% |
| 任意事業 | | 81,077 | 87,798 | 24,223 | 27,709 | 6,686 | 19,939 | 5,821 | 3,420 | 108.3% |
| 介護給付等費用 適正化事業 | | | 12,294 | 12,294 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 家族介護支援事業 | | | 19,179 | 0 | 14,472 | 540 | 1,511 | 1,555 | 1,102 | |
| その他の事業 | | | 56,325 | 11,929 | 13,237 | 6,146 | 18,428 | 4,266 | 2,318 | |
| 地域支援事業費 合計 | | 677,977 | 540,943 | 30,444 | 312,470 | 37,378 | 72,662 | 62,006 | 25,981 | 79.8% |

■表4 二次予防事業の対象者把握事業・介護予防事業の実績（平成21年度・22年度）

（単位：人）

| 構成市町 | | （高齢者人口 （各年度末現在）） | 二次予防事業の対象者把握事業 | | | | | | |
|--------------|---|---|-------------------|------------|------------|--|------------------------|-----------|--|
| | | | 配布基本 人数 | 実施基本 者数 | の基本 該当者 | ① 新規決定 者数 | 者② 前年度 からの 継続 | 数① （計） | （る高 対齢 象者 人口 の割 合す ） |
| 佐賀中部 広域連合 | H21 | 81,793 | 16,867 | 14,305 | 2,342 | 1,676 | 63 | 1,739 | 2.13% |
| | H22 | 81,525 | 12,775 | 9,823 | 1,453 | 986 | 548 | 1,534 | 1.88% |
| 佐賀市 | H21 | 54,120 | 7,758 | 7,758 | 962 | 961 | 22 | 983 | 1.82% |
| | H22 | 54,071 | 4,203 | 4,203 | 367 | 367 | 492 | 859 | 1.59% |
| 多久市 | H21 | 5,979 | 1,668 | 1,668 | 506 | 158 | 9 | 167 | 2.79% |
| | H22 | 5,886 | 1,187 | 1,187 | 353 | 152 | 24 | 176 | 2.99% |
| 小城市 | H21 | 10,336 | 1,957 | 1,957 | 495 | 370 | 10 | 380 | 3.68% |
| | H22 | 10,303 | 939 | 939 | 372 | 274 | 24 | 298 | 2.89% |
| 神崎市 | H21 | 8,151 | 3,494 | 1,506 | 123 | 82 | 22 | 104 | 1.28% |
| | H22 | 8,096 | 3,277 | 1,394 | 248 | 109 | 8 | 117 | 1.45% |
| 吉野ヶ里 町 | H21 | 3,207 | 1,990 | 1,416 | 256 | 105 | 0 | 105 | 3.27% |
| | H22 | 3,169 | 3,169 | 2,100 | 113 | 84 | 0 | 84 | 2.65% |
| 構成市町 | 介護予防事業 | | | | | （る高 対齢 象者 人口 の割 合す ） | | | |
| | 員業③ の通 所参 加型 介 護 （予 実 防 人 事 | 員業④ の訪 問参 加型 介 護 （予 実 防 人 事 | 者介③ 数予④ （計） | | | | | | |
| 佐賀中部 広域連合 | H21 | 887 | 4 | 891 | 1.09% | | | | |
| | H22 | 1,027 | 2 | 1,029 | 1.26% | | | | |
| 佐賀市 | H21 | 570 | 0 | 570 | 1.05% | | | | |
| | H22 | 626 | 0 | 626 | 1.16% | | | | |
| 多久市 | H21 | 64 | 4 | 68 | 1.14% | | | | |
| | H22 | 101 | 2 | 103 | 1.75% | | | | |
| 小城市 | H21 | 143 | 0 | 143 | 1.38% | | | | |
| | H22 | 167 | 0 | 167 | 1.62% | | | | |
| 神崎市 | H21 | 51 | 0 | 51 | 0.63% | | | | |
| | H22 | 73 | 0 | 73 | 0.90% | | | | |
| 吉野ヶ里 町 | H21 | 59 | 0 | 59 | 1.84% | | | | |
| | H22 | 60 | 0 | 60 | 1.89% | | | | |

■表5 二次予防事業・計画値と実績値の比較

| | | 平成 21年度 | 平成 22年度 |
|---------------------|-----|------------|------------|
| 高齢者人口（人） ※各年度末現在 | 計画値 | 80,818 | 81,017 |
| | 実績 | 81,793 | 81,525 |
| 二次予防事業 対象者数（人） | 計画値 | 5,657 | 6,481 |
| | 実績 | 1,739 | 1,534 |
| 同対象者把握率 （%） | 計画値 | 7.00% | 8.00% |
| | 実績 | 2.13% | 1.88% |
| 介護予防事業の 参加者数（人） | 計画値 | 1,616 | 2,431 |
| | 実績 | 891 | 1,029 |

1-3. それぞれの事業の現状と課題点

(1) 介護予防事業

①二次予防事業

●二次予防事業の対象者把握事業

介護予防を推進するためには、要介護状態等になるおそれの高い状態にある高齢者を早期に把握し、早い時期から介護予防に取り組んでいただくことが重要です。

これまでは、主として、市町が行う「特定健康診査（特定健診）」の際に、基本チェックリストや生活機能検査等からなる生活機能評価を同時に実施する方法により、二次予防事業の対象者を把握してきました。しかし、特定健診の受診者は、比較的健康的な方が多く、二次予防事業対象者が把握される割合は第4期の事業計画値より低いものとなっていました。

平成22年8月に国が定める地域支援事業実施要綱が改正され、基本チェックリストの実施のみで対象者を決定することが可能となりました。本広域連合でも、平成23年度から把握方法を簡素化し、要支援・要介護認定者を除く高齢者（第1号被保険者）を対象として、基本チェックリストを郵送にて送付・回収するなど効率的な事業実施を図っています。

基本チェックリストの送付・回収や地域包括支援センターによる相談支援、保健師等による訪問活動などとの連携により、地域に潜在的に存在する要介護状態等になるおそれの高い高齢者について効率的な把握に努めます。

[事業実施例]

基本チェックリストの送付・回収、未回収者に対する電話・戸別訪問 など

●通所型・訪問型介護予防事業

二次予防事業の対象者に対しては、運動器の機能向上等に係るプログラムを実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行っています。

二次予防事業対象者の把握方法の簡素化により、今後、対象者の増加が見込まれることから、一人でも多くの対象者を事業参加に結び付けていく必要があります。このため、介護予防の重要性について普及啓発に努めるとともに、プログラムの拡充や対象者にとって魅力あるプログラムを実施することが課題となります。

また、介護予防の観点から効果があるプログラムを提供することも必要ですが、むしろ自宅や地域といった生活の場面で、いかに介護予防が継続されるかが重要です。ケアマネジメントを担当する地域包括支援センターやプログラムを実施する事業所等と連携し、日常的な介護予防への意識づけや介護予防の習慣化を図るなど、介護予防に関する意識啓発にも努めます。

閉じこもりがちで、人との交流に積極的でない対象者に対しては、地域包括支援センターにおける訪問活動等を通じて、介護予防への関心や意欲を高めるように働きかけるとともに、必要に応じて訪問型介護予防事業を実施します。

[事業実施例]

プログラム参加の適否に係る医師の判断、運動器の機能向上・口腔機能の向上・栄養改善等のプログラム、訪問型介護予防事業 など

②一次予防事業

●介護予防普及啓発事業

高齢者が自ら介護予防に資する活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施される地域社会の構築を目指し、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発に努めています。

今後も、あらゆる媒体を用いた広報や、介護予防の継続的な取り組みを支援するためのフォローアップ事業、短期的な介護予防教室等を通じて、介護予防の重要性について広く普及啓発に努め、高齢者自身の介護予防に関する意識を高めるための取り組みを推進します。

[事業実施例]

広報誌等の発行、介護予防パンフレットの配布、介護予防講演会、健康づくり教室・運動教室・フォローアップ事業など各種介護予防教室、もの忘れ相談室 など

●地域介護予防活動支援事業

地域に根差した介護予防を推進するためには、ボランティアや介護予防支援者（サポーター）の人材育成や自発的な介護予防に資する活動等を育成・支援する必要があります。

また、認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、認知症に関する正しい知識の普及啓発や相談体制の充実を図り、認知症やその家族を温かく見守り支援する体制づくりを推進します。

[事業実施例]

ボランティア活動等に関する地域活動支援、認知症サポーター養成講座 など

■表6 二次予防事業の対象者把握数の今後の見込み

(単位:人)

| 区分 | 平成 20年度 実績 | 平成 21年度 実績 | 平成 22年度 実績 | 平成 23年度 見込み | 平成 24年度 計画 | 平成 25年度 計画 | 平成 26年度 計画 |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 高齢者人口 | 80,144 | 81,384 | 81,826 | 82,733 | 83,651 | 84,570 | 86,260 |
| 二次予防事業の対象者把握数 (地域支援事業対象者数) | 2,090 | 1,739 | 1,534 | 4,829 | 5,485 | 6,155 | 6,900 |
| 二次予防事業の対象者把握率 (地域支援事業対象率) | 2.6% | 2.1% | 1.9% | 5.8% | 6.6% | 7.3% | 8.0% |
| 地域支援事業実施者数 | 810 | 891 | 1029 | 2142 | 2,838 | 3,549 | 4,313 |
| 【地域支援事業実施者/高齢者人口】 | 1.0% | 1.1% | 1.3% | 2.6% | 3.4% | 4.2% | 5.0% |

(2) 包括的支援事業

包括的支援事業は、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として行うものであり、地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置される地域包括支援センターに委託して行うことが可能となっています。地域包括支援センターの設置は、おおむね人口 1.5 万人～3 万人に 1 カ所が設置の目安となっています。

本広域連合においては、圏域のすべてにおいて、地域包括支援センターに包括的支援事業を委託して行うこととしています。

[事業実施例]

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、地域包括支援センター職員スキルアップ研修 など

●地域包括支援センターの運営

本広域連合では、圏域全体の地域包括支援センターの運営方針を協議するために本広域連合が設置する「介護保険運営協議会」と、構成市町の地域の実情に合わせた運営実施を協議するために構成市町がそれぞれ設置する「地域包括支援センター運営委員会」があります。この運営協議会と運営委員会がそれぞれの役割を担い、本広域連合内の地域包括支援センターの運営に当たっています。

今後、本広域連合、各構成市町及び各地域包括支援センターとの密接な連携、地域包括支援センター相互の連絡・協議は不可欠であるため、域内が一体となって地域包括支援センターのかかえる課題の検討や情報等の共有化を図っていきます。

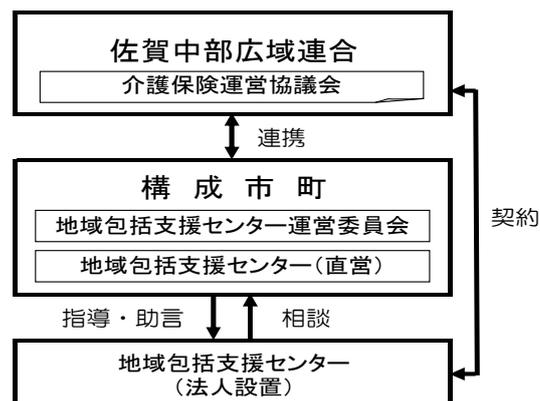
●包括的支援事業の課題

本広域連合では地域包括支援センターの体制整備を順次図ってきましたが、「地域包括支援センター」の認知度は決して高いとはいえず、地域包括支援センターの認知及び実施事業への理解を図る必要がありました。本広域連合では、平成 21 年より地域包括支援センターがより身近で親しみやすいものとなるよう「おたっしや本舗」という愛称及びロゴを使用しています。

このため、ある程度は地域包括支援センターについて周知等を図ることができていると考えますが、まだ、すべての域内住民にそれが浸透している状況ではありません。

そこで、第 5 期事業計画においては、さらに地域に根ざした地域包括支援センターとして、その役割や機能が果たせるよう周知等を図り、包括的支援事業の実施が十分にできる体制の確立を図ります。

■図 3 佐賀中部広域連合・構成市町と地域包括支援センターの関係図



■表7 おたっしや本舗（地域包括支援センター）一覧

| 市町名 | 愛称（正式名称） | 担当地区 | 人口 | 高齢者人口 | 高齢化率 |
|-------|---------------------------------------|----------|--------|-------|-------|
| 佐賀市 | おたっしや本舗 佐賀 （佐賀市地域包括支援センター） | 勸興・神野 | 18,033 | 3,909 | 21.7% |
| | おたっしや本舗 城南 （佐賀市城南地域包括支援センター） | 赤松・北川副 | 20,238 | 5,018 | 24.8% |
| | おたっしや本舗 昭栄 （佐賀市昭栄地域包括支援センター） | 日新・嘉瀬・新栄 | 22,127 | 5,452 | 24.6% |
| | おたっしや本舗 城東 （佐賀市城東地域包括支援センター） | 循誘・巨勢・兵庫 | 27,425 | 5,387 | 19.6% |
| | おたっしや本舗 城西 （佐賀市城西地域包括支援センター） | 西与賀・本庄 | 17,869 | 4,199 | 23.5% |
| | おたっしや本舗 城北 （佐賀市城北地域包括支援センター） | 高木瀬・若楠 | 22,318 | 5,139 | 23.0% |
| | おたっしや本舗 金泉 （佐賀市金泉地域包括支援センター） | 金立・久保泉 | 8,888 | 2,499 | 28.1% |
| | おたっしや本舗 鍋島 （佐賀市鍋島地域包括支援センター） | 鍋島・開成 | 22,782 | 3,658 | 16.1% |
| | おたっしや本舗 諸富・蓮池 （佐賀市諸富・蓮池地域包括支援センター） | 諸富町・蓮池 | 13,236 | 3,590 | 27.1% |
| | おたっしや本舗 大和 （佐賀市大和地域包括支援センター） | 大和町 | 22,339 | 4,937 | 22.1% |
| | おたっしや本舗 富士 （佐賀市富士地域包括支援センター） | 富士町 | 4,342 | 1,476 | 34.0% |
| | おたっしや本舗 三瀬 （佐賀市三瀬地域包括支援センター） | 三瀬村 | 1,444 | 455 | 31.5% |
| | おたっしや本舗 川副 （佐賀市川副地域包括支援センター） | 川副町 | 17,803 | 4,793 | 26.9% |
| | おたっしや本舗 東与賀 （佐賀市東与賀地域包括支援センター） | 東与賀町 | 8,661 | 1,735 | 20.0% |
| | おたっしや本舗 久保田 （佐賀市久保田地域包括支援センター） | 久保田町 | 8,403 | 1,768 | 21.0% |
| 多久市 | おたっしや本舗 多久 （多久市地域包括支援センター） | 多久市 | 21,729 | 5,874 | 27.0% |
| 小城市 | おたっしや本舗 小城北 （小城市北部地域包括支援センター） | 小城町・三日月町 | 30,310 | 6,313 | 20.8% |
| | おたっしや本舗 小城南 （小城市南部地域包括支援センター） | 牛津町・芦刈町 | 16,093 | 3,980 | 24.7% |
| 神崎市 | おたっしや本舗 神埼 （神崎市地域包括支援センター） | 神埼町 | 19,403 | 4,445 | 22.9% |
| | おたっしや本舗 神埼北 （神崎市北部地域包括支援センター） | 脊振町 | 1,824 | 588 | 32.2% |
| | おたっしや本舗 神埼南 （神崎市南部地域包括支援センター） | 千代田町 | 12,124 | 3,045 | 25.1% |
| 吉野ヶ里町 | おたっしや本舗 吉野ヶ里 （吉野ヶ里町地域包括支援センター） | 吉野ヶ里町 | 16,216 | 3,166 | 19.5% |

合計22か所

※人口は住民基本台帳(平成23年5月31日現在)

■図4 おたっしや本舗（地域包括支援センター）の配置図



(3) 介護予防・日常生活支援総合事業

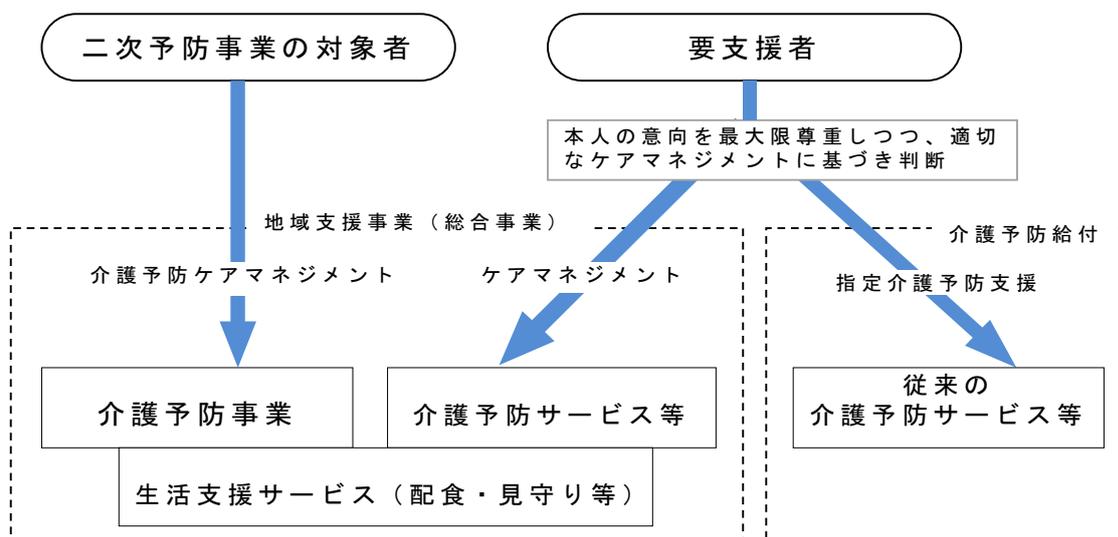
第5期から、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度が新たに創設されました。そのため、第4期の実績はありません。利用者の状態像や意向に応じて介護予防、生活支援（配食、見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて、市町村が主体となって総合的で多様なサービスを提供する事業となっています。

この総合事業の導入については、介護保険者の判断によるものとされています。

※ 総合事業の対象となる要支援者の判断

介護保険者・地域包括支援センターにおいて、本人の意向を最大限尊重しつつ、利用者の状態像に応じて、適切なケアマネジメントに基づき判断します。

■図5 介護予防・日常生活支援総合事業を導入した場合のイメージ図



(4) 任意事業

本広域連合では、地域支援事業における任意事業として、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、地域の高齢者や実情に応じたさまざまな事業を実施しています。

地域の高齢者の健康・福祉の向上のためには、介護保険事業計画と老人福祉計画が互いに連携・補完をし合いながら、各種事業や活動をさらに広域的かつ効果的に推進していくことが重要となります。

①介護給付等費用適正化事業

国保連合会のシステムを活用した縦覧点検やケアプランの内容点検などを実施し、介護給付及びサービス内容の適正化を図ります。

[事業実施例]

縦覧点検・ケアプランチェック、介護保険給付費通知、福祉用具貸与価格通知、
介護支援専門員研修会 など

②家族介護支援事業

高齢者が住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように、要介護状態等にある高齢者を介護する家族に対しても、その負担をできるだけ軽減するため、介護の方法や知識・情報の提供や紙オムツ等の介護用品の支給などの支援の充実を図ります。

[事業実施例]

家族介護教室、介護用品支給事業、家族介護交流会 など

③その他の事業

●成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の周知を図るとともに、低所得の高齢者に対しては、市町申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行っています。

身寄りがなく判断能力が不十分な高齢者等の権利を守るため、さらに成年後見制度の周知に努めるほか、関係機関等との連携による相談支援の拡充を図り、制度利用を支援する必要があります。

●住宅改修支援事業

居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない要介護者・要支援者に対し、介護支援専門員等が住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等を実施し、住宅改修費の支給の申請に必要な書類等を作成した場合の経費について助成を行っています。

●地域自立生活支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、より快適に在宅生活を送ることができ、自立した生活が継続できるような体制づくりを推進します。

また、高齢者の健康づくり、社会参加、仲間づくりなどを促進するため、地域における様々な社会資源を活用した各種サービスを提供し、高齢者の自己実現や生きがいづくりを支援します。

[事業実施例]

配食サービス等を活用した安否確認、介護相談員派遣事業、高齢者ふれあいサロン事業、健康づくり等各種講座、高齢者スポーツ大会 など

2 第5期に向けた基本的な方向性

本広域連合は、地域に密着した介護や介護予防の観点からさまざまな地域資源を活用することによって、地域のバランスのとれた、高齢者を地域社会で見守っていく社会の構築を目指していきます。また、平成23年7月には、第5期介護保険計画策定に関する基本指針の考え方が厚生労働省から示されており、本広域連合においてもそれに沿って策定を検討していくこととなります。

2-1. 基本指針の概要

- 第5期計画は、第3期・第4期計画の延長線上に位置づけられるものです。第3期以降の「地域包括ケア」の考え方に基づくとともに、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標に向けて、継続的に取りくむものとされています。

(第3期：平成18～20年度 第4期：平成21～23年度 第5期：平成24～26年度)

- 今後、①認知症を有する高齢者の数はさらに増加すると見込まれることに加え、②医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、③単身・高齢者のみ世帯の増加への対応等、喫緊の課題に対応するため、第5期計画では地域の実情に応じて、

- ・認知症支援策の充実
- ・医療との連携
- ・高齢者の居住に係る連携
- ・生活支援サービス

といった、優先的に取り組む事項を位置付けるようになっていきます。

これについては、各地域が高齢者のピークを迎える時期までに、地域包括ケアシステムを構築するために地域の実情に応じて選択し、段階的に内容を充実させていく取組のスタート地点として第5期計画が位置付けられています。

2-2. 地域包括ケアシステムについて

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」によると、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めることとされています。

これを実現するためには、次の5つの視点での取り組みが包括的（利用者のニーズに応じた①～⑤の適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じた切れ目ないサービスの提供）に行われることが重要となっています。

①医療との連携強化

- ・24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化
- ・介護職員によるたんの吸引などの医療行為の実施

②介護サービスの充実強化

- ・特養などの介護拠点の緊急整備（平成21年度補正予算：3年間で16万人分確保）
- ・24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化

③予防の推進

- ・できる限り要介護状態とならないための予防の取り組みや自立支援型の介護の推進

④見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- ・一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、さまざまな生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービス）サービスを推進

⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者住まいの整備

- ・一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅をサービス付き高齢者住宅として、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に位置付け

2-3. これからの地域支援事業のあり方について

①介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立した生活を継続していくためには、心身の機能低下を防ぎ、要支援・要介護状態となることを予防することが必要です。

そのためには、介護予防の重要性や介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するとともに、要介護状態等となるおそれの高い状態にある高齢者を早期に把握し、早い段階から介護予防の観点に立った生活機能の維持・改善を目的とした支援を行うことが重要となります。

一人でも多くの高齢者が、自ら意欲を持ち、日常生活の一部として介護予防に取り組んでいただくよう、効率的かつ効果的な介護予防を推進します。

②認知症高齢者等への支援

高齢者が要介護状態等になっても、安心して、その人らしく尊厳を持って暮らしていくためには、今後、急増することが予想される認知症高齢者等への対応が急務となっています。

高齢者やその家族、さらには域内住民が、認知症に対する知識や理解を深めることが重要であり、引き続き、認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発に取り組むとともに、認知症予防の支援や相談体制の充実に努めます。

また、認知症高齢者やその家族が、地域で安心して生活できるよう支援し、地域で支える体制づくりに努めます。

③地域で支える高齢社会の基盤整備

高齢化が進む社会においては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が、今後も増加することが予測できます。高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、高齢者の孤立化を防ぎ、日常生活や介護に対する不安を解消するための支援や地域で支え合う体制づくりが重要となります。

本広域連合では、すべての圏域に総合相談窓口として地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターを核として、地域で暮らす高齢者に関する様々な相談受付や実態把握に努めるとともに、医療、高齢者福祉、地域の関係団体等との連携を図り、地域資源の活用や適切な機関・制度・サービスにつなげる地域ネットワークの基盤整備を推進します。

また、ボランティア等のマンパワーが果たす役割は、地域における大きな活力となり得るものであり、その人材育成や活動支援は重要な課題といえます。

さらに、安否確認や成年後見制度利用支援など多様な生活を支援する仕組みを整備することで、高齢者が住み慣れた地域で、自立した在宅生活が継続できるような体制づくりを推進します。

④生きがいがづくりと社会参加の推進

高齢者がいつまでも活動的でいきいきとした生活を営むためには、社会との関わりを続け、日々の生活に充実感を感じることができるよう生きがいがづくりや社会参加を促進することが重要です。このため、地域のボランティア活動、健康づくり活動、老人クラブ活動等の様々な社会資源が有効に活用できる地域づくりや高齢者が活動できる機会の確保に努めます。

また、高齢者の自らの経験と知識を活かした社会貢献や社会参加に関する関心をボランティア活動等に結びつけるような仕組みを創設し、ボランティア活動等を通じた高齢者自身の健康増進や介護予防、生きがいを推進します。